

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 人事委員会

ページ

を改正する規則

一一

○人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

一三

○人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

一四

○人事委員会規則十三・一(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則

一四

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

一四

○人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任の一部を改正する告示

一五

○人事委員会の権限(農林漁業普及指導手当)の一部委任の一部を改正する告示

一五

○人事委員会の権限(住居手当)の一部委任の一部を改正する告示

一六

○人事委員会の権限(時間外勤務手当)の一部委任

一六

○人事委員会の権限(平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)の一部委任を廃止する告示

一六

## 人事委員会

人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・〇・十五

人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中、「翌月の」とあるのは、「職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の翌月の」

- 人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七・六十一(住居手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七・七十(休日勤務手当)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則七・百十三(時間外勤務手当)の全部を改正する規則
- 人事委員会規則七・百三十二(平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)を廃止する規則
- 人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則
- 人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部

一〇

一〇

九

九

七

六

六

六

四

四

四

三

二

二

一

とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二・五十二

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(平成二十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十五条第六号中「仙台中央警察署」を「警察署」に改め、「歓楽街対策課」の下に、「刑事課」を加え、「又は警備課」を、「交通第二課又は警備課」に改め、同条第七号及び第八号を削る。

第二十八条第一項及び第三項中「警察署交通課」を「警察署の交通課若しくは交通第一課」に改める。

第二十九条第一項中「ものは」の下に、「地域部地域課」を加える。

第三十三条第二項第二号中「地域部通信指令課」を「地域部地域課 地域部通信指令課」に改め、

同項第五号中「留置管理課」の下に、「刑事第一課」を加える。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 条例第四十九条第四項の規定により月額手当の額を日割計算する場合にあっては、月額手当の額に当該職員その給与期間において業務に従事した日数(週休日(職員勤務時間条例第三条第一項、

第四条、第五条若しくは第八条第二項又は学校職員勤務時間条例第四条若しくは第五条に規定する週休日)をいう。以下この条において同じ。)に従事した日数を除く)をその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数で除して得た数を乗じるものとする。

第四十二条第三項中「週休日」の下に、「職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八條の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間(職員勤務時間条例第十条の四第一項又は学校職員勤務時間条例第八條の四第一項に規定する時間外勤務

代休時間をいう。)を指定された日」を、「及び休日」の下に、「(職員勤務時間条例第十一条又は学校職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日(職員勤務時間条例第十二

条第一項又は学校職員勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)をいう。)」を加える。

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十五

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十六  
人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

局 部  
長 長

を  
局 会 部  
計 管 理  
長 者 長

に、

保健福祉事務所(仙台  
保健福祉事務所を除く)

を  
保健福祉事務所

に、

技 術 副 所 長	地 域 事 務 所 技 術 副 所 長	地 域 事 務 所 部 長	地 域 事 務 所 部 長
-----------	---------------------	---------------	---------------

を

技 術 副 所 長	地 域 事 務 所 技 術 副 所 長	地 域 事 務 所 部 長	支 域 事 務 所 部 長
-----------	---------------------	---------------	---------------

に改め、

仙 台 保 健 福 祉 事 務 所	所 長	保 健 医 監	支 所 長	支 所 長	技 術 副 所 長	支 所 長	支 所 長
	三 種	四 種	四 種	四 種	五 種	五 種	五 種

を削り、同表眞議会の項中

参 事 長	課 長
四 種	七 種

を

参 事 長	局 副 参 事 長	課 長
四 種	五 種	七 種

に改め、同表眞警察の

頂 中

首 部 官 長	組 織 参 事 官	組 織 参 事 官	組 織 参 事 官
三 種	三 種	三 種	三 種

を

首 部 官 長	組 織 参 事 官	組 織 参 事 官	組 織 参 事 官
三 種	三 種	三 種	三 種

に改める。

別表第二口の表中

9 級	三 種	95,700円
9 級	四 種	86,100円

を、

9 級	三 種	95,700円
-----	-----	---------

に改める。

別表第三口の表中

9 級	三 種	83,800円
9 級	四 種	75,700円

を、

9 級	三 種	83,800円
-----	-----	---------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二十一

人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)に基づき、人事委員会規則七・二十一(退職手当の支給)の一部を次のように改正する。

別表イの表第七号区分の項第五号及び第六号中、「級が」の下に、「二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第八号区分の項第五号中、「あつたもの」の下に、「(第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。)」を加え、同表第六号中、「あつたもの」の下に、「(第七号区分の項第五号及び第六号に掲げる者を除く。)」を加え、同表第九号区分の項第五号中、「もの」の下に、「(第七号区分の項第五号及び第六号に掲げる者を除く。)」を加え、同表第六号中、「あつたもの」の下に、「(第七号区分の項第六号及び第八号区分の項第六号に掲げる者を除く。)」を加え、「(第八号区分の項第六号に掲げる者を除く。)」を削る。

別表ロの表第七号区分の項第四号中、「級が」の下に、「二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第四号の二中、「級が」の下に、「二級又は特二級であったものうち人事委員会の定めるもの若しくは」を加え、同表第五号中、「級が」の下に、「二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第五号の二中、「級が」の下に、「二級又は特二級であったものうち人事委員会の定めるもの若しくは」を加え、同表第八号区分の項第四号中、「あつたもの」の下に、「(第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。)」を加え、同表第四号の二中、「あつたもの」の下に







人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十四・二十一

人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・四十四（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「該当する者」の下に、「（育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 職員勤務時間条例第十条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、前条の規定に該当する者であつて、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員であるものについて準用する。この場合において、前項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「（以下「勤務を要する日」という。）のうち、人事委員会が定める普及業務（以下「普及業務」という。）に従事している日」とあるのは「における育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、人事委員会が定める普及業務に従事している時間」と、「日の合計が、その月の勤務を要する日」とあるのは「時間の合計が、その月の育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間」と読み替えるものとする。

第五条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、同条第二号中「その者」の下に「（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 その者（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に限る。）が離職し、又は死亡した日の翌日からその月の末日までの間を正規に勤務したものとした場合においても、勤務をした日における育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、普及業務に従事している時間、公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病及び公益的法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等

派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病による病気休暇により勤務をしていない時間の合計がその月の勤務を要する日における育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の二分の一に満たないとき。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・五十三・十九

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第十四条中、「第二十条第三項並びに第二十条の二第五項」を「並びに第二十条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・六十一・四

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者」を「職員の扶養親族たる者（給与条例第十条に規定する扶養親族で同条例第十一条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有す

る住宅及び職員の配偶者( )に改め、「含む。以下」の下に、「この号において」を加え、「(給与条例第十條に規定する扶養親族で同条例第十一條第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。 )」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三條及び第四條を削る。

第四條の二中、「第十一條の六第一項第三号」を、「第十一條の六第一項第二号」に、「第一條第一号」を、「前條第一号」に改め、同條を第三條とする。

第四條の三中、「第十一條の六第一項第三号」を、「第十一條の六第一項第二号」に、「第五條第一項」を、「第五條第三項」に改め、同條を第四條とする。

第五條第一項中、「実情、住宅の所有關係等」を、「実情」に、「家賃の額、住宅の所有關係等」を、「家賃の額等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・六十二・二十九

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表二級地の項及び一級地の項を次のように改める。

二級地	北部地方振興事務所栗原地域事務 所栗駒ダム管理事務所 大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム 管理事務所 蔵王自然の家 白石高等学校七ヶ宿校 河北警察署船越駐在所 鳴子警察署鬼首駐在所 大河原警察署青根駐在所 白石警察署湯原駐在所 角田警察署筆南駐在所	栗原市栗駒沼倉玉山 加美郡加美町字漆沢宮ヶ森一の二七 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上の原一五五の一 同七ヶ宿町字沢上山四の二 石巻市雄勝町船越字清水三一の一 大崎市鳴子温泉鬼首字原三五の一 柴田郡川崎町青根温泉一〇の一 刈田郡七ヶ宿町字湯原一の二 伊具郡丸森町筆南字中井二の三
一級地	大和警察署大松沢駐在所 白石警察署関駐在所	黒川郡大郷町大松沢字堤下四三 刈田郡七ヶ宿町字関二〇の五

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日において級別区分が二級地とされていた

特地公署(給与条例第十二條の二第一項に規定する特地公署をいう。以下同じ。)のうち、施行日

における級別区分が一級地とされるものに施行日の前日から引き続き勤務する職員(施行日以後公

署を異にする異動をした職員を除く。)の特地勤務手当の月額は、この規則による改正後の規則七・

六十二(以下、「改正後の規則」という。)第二條の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日

までの間(その期間内に当該特地公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又

は特地公署に該当しないこととなった場合)にあっては、その該当し、又は該当しないこととなつた

日の前日までの間、同条の規定による特地勤務手当の月額に、同条第二項各号に定める日に受け

ていた給料の月額(育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に職員勤務時間条第二

條第二項により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条第二條第一項に規定する勤務時間

で除して得た数(以下、「算出率」という。)を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分

の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額(当該職員が育児短時間勤務職員等であ

る場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相

当する額を合算した額(その額が当該職員の改正後の規則第二條第二項各号に定める日に受けてい

た給料の月額(当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて

得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月

額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算し

た額)に百分の四を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合

をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加

算して得た額とする。

一 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の五十

3 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特地公署に該当しないこと

となつたものに施行日の前日から引き続き勤務する職員(施行日以後公署を異にする異動をした職員

を除く。)に対する給与条例第十二條の二の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日ま

での間(その期間内に当該公署が特地公署若しくは準特地公署(給与条例第十二條の三第一項に規



定する準特地公署をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合又は準特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間、当該公署を特地公署とみなし、特地勤務手当を支給する。

4 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、同条第二項各号に定める日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員と同項各号に定める日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該職員が勤務する公署に係るこの規則による改正前の規則七・六十二第二条第一項の規定による支給割合を乗じて得た額に、附則第二項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に準特地公署とされるものに行日の前日から引き続き勤務する職員（施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。）の平成二十六年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特地公署に該当することとなった場合又は準特地公署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間（における特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第四条第二項から第四項まで及び第五条第四項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項から第四項まで又は第五条第四項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第四条第一項（同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第五条第四項に規定する日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の一（施行日前に給与条例第十二条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第四項第一号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下同じ。）から起算して四年に達した場合及び平成二十六年三月三十一日までの間に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に、附則第一項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

あるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。

6 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特地公署又は準特地公署に該当しないこととなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員（施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。）に対する給与条例第十二条の三の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特地公署又は準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当した日の前日までの間）、当該公署を特地公署とみなし、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

7 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで又は第五条第四項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第五条第四項に規定する日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の五（施行日前に給与条例第十二条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日から起算して四年に達した場合及び平成二十六年三月三十一日までの間に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、百分の四、施行日前に当該異動の日から起算して五年に達した場合及び平成二十六年三月三十一日までの間に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、附則第二項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

8 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、施行日に準特地公署に該当しないこととなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員（施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。）に対する給与条例第十二条の三の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特地公署又は準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日の前日までの間）、当該公署を準特地公署とみなし、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

9 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項又は第五条第四項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項又は第五条第四項に規定する日に受けていた給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料の月額（当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び



扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額に百分の四（施行日前に給与条例第十二条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日から起算して五年に達した場合及び平成二十六年三月三十一日までの間に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、附則第二項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・七十・六

人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・七十（休日勤務手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「人事委員会規則」に、「次の各号に定める日」を「国又は県の行事の行われる日で人事委員会が指定する日」に改め、同条各号を削る。

第二条中「第十二条第一項」を「第十条の四第一項」に、「第十条第一項」を「第八条の四第一項」に改め、「休日」の下に「職員勤務時間条例第十条の四第一項若しくは学校職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について職員勤務時間条例第十条の四第一項若しくは学校職員勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の全部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百十三・三

人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の全部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百十三（時間外勤務手当）の全部を次のように改正する。

時間外勤務手当

（趣旨）

第一条 時間外勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（時間外勤務手当の支給割合）

第二条 給与条例第十四条第一項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務 百分の百二十五

二 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

2 給与条例第十四条第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について同条第三項及び第四項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、前項第一号中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百」とする。

3 給与条例第十四条第六項の人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。  
（給与条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める勤務）

第三条 給与条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間（職員勤務時間条例第十条第一項又は学校職員勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替（規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第三条

第三項又は規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第三条第三項に規定する

週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（職

員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をい

う。以下同じ。）に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間条例第四条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（職員勤務時間条例第四条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項の規定に

より週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。) 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替(規則八・五第三条第三項又は規則八・六第三条第三項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日)が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日(時間外勤務手当を支給しない時間)

第四条 給与条例第十四条第六項及び同条第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の人事委員会規則で定める時間は、給与条例第十五条に規定する休日勤務手当が支給された時間とする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十二(平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十二・一

人事委員会規則七・百三十二(平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)を廃止する規則

人事委員会規則七・百三十二(平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・五・二十四

人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に、「第十二条第一項」を「第十条の四第一項」に、「第十七条第一項において」を「以下」に改め、同条第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第四条中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同条を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

任命権者は、条例第六条第二項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を四十五分とすることができる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者である場合)における当該職員を除く。次号において同じ。)がその子を養育する場合

イ 就業していない者(就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 八週間(多胎妊娠の場合)あつては、十四週間( )以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

ニ 小学校に就学している子のある職員が児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の

二 第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く場合

三 条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合

四 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校並びに公務に関する能力の向上に資する教育施設として任命権者が認めたものにおいて修学する場合

2 前項の申出があつた場合においては、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該申出をした職員に対し通知するものとする。

3 第一項の申出をした職員において、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が生じた場合には、当該職員は遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が、子の出生である場合には、第二十七条第一項の規定による届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

4 任命権者は、第一項の申出又は前項の届出の内容について確認する必要があると認めるときは、当該申出又は届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第六条を次のように改める。  
(船員の勤務時間の特例)

第六条 任命権者が、船舶に乗り組む職員の勤務時間を五十二週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては条例第一条第一項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第四項の規定に基づき定める時間）とする場合には、条例第八条第一項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

2 任命権者が、船舶に乗り組む職員の休憩時間を当該職員の勤務時間が一日について七時間四十五分の場合にあつては一時間、当該職員の勤務時間が一日について七時間四十五分以上十五時間三十分以内（公務上臨時の必要があるときは、二日について十五時間三十分以上三十一時間以内）の場合にあつては一日について少なくとも八時間三十分（公務上臨時の必要があるときは、二日について少なくとも十七時間）と定める場合には、条例第八条第三項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

第八条の二第二項中、「昭和二十二年法律第六十四号」を削る。  
第十六条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第十六条の二 条例第十条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第十四条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第十条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（条例第十一条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日を含む。以下同じ。）及び休日（条例第十二条第一項に規定する代休日を含む。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十四条第三項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の時間を指定するものとする。  
一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数  
二 給与条例第十四条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数  
三 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を単位として行うものとする。  
一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 四時間  
又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）  
二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 四時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数となる時間）

4 任命権者は、条例第十条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に







布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・一・三十六

人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中、「部長」の下に、「会計管理者」を加える。

別表第二保健福祉事務所の項中、「支所長 副支所長」を「支所長」に改め、同表備考第二号中、「副館長」及び「副支所長」を「及び「副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・五十一

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中

院長	副院長	診療部長
看護部長	事務部長	科長
副看護部長	副事務部長	室長
薬剤科長	薬剤科長	室長
副薬剤科長	副薬剤科長	室長
医長	医長	室長
副医長	副医長	室長
看護師長	看護師長	室長
副看護師長	副看護師長	室長

院長	副院長	診療部長
看護部長	事務部長	科長
副看護部長	副事務部長	室長
薬剤科長	薬剤科長	室長
副薬剤科長	副薬剤科長	室長
医長	医長	室長
副医長	副医長	室長
看護師長	看護師長	室長
副看護師長	副看護師長	室長

に改

病院附属看護専門学校	総務課長補佐	副総務課長
主任	参事	副参事
副主任	副参事	副参事
教務	教務	教務

市立本吉病院	院長	副院長	科長	課長
市立病院附属看護専門学校	主任	副主任	副参事	看護師長
学校長	副学校長	副学校長	副学校長	教務

め、同表栗原市の項中

総合支所	支所長	次長	課長
支所	支所長	次長	課長

を

総合支所	支所長	次長	課長
------	-----	----	----

に改め、同表蔵王町の項中、「会計管理者」の下に、「

防災専門監 環境保全専門監」を加え、同表富谷町の項中、「

課長 室長

を

(本庁共通) 会計管理者 課長	(経管企画課関係) 課長補佐(秘書)を担当するものに限る。
(総務課関係) 課長補佐(人事)を担当するものに限る。	(財政課関係) 課長補佐(財務)を担当するものに限る。

に、

福祉健康センター	所長
----------	----

を

福祉健康センター	所長
保健福祉総合支援センター	所長

に、

公民館	館長
-----	----

を

公民館	館長
総合運動公園	所長
民俗ギャラ	館長

に改め、同表涌谷町の項中

保育所	所長
町民医療福祉センター	センター長 副センター長 課長 事務局長

を 保育所 所長 に改

め、同表南三陸町の項中

図書館	館長
平成の森	管理事務所長

を

図書館	館長
-----	----

に改める。

別表第二石巻地区広域行政事務組合の項中

組合事務局	局長 次長 課長 室長
清掃施設管理事務所	所長
教育委員会	教育長 教育課長

を

組合事務局	局長 次長 課長 総務企 画課長 補佐
清掃施設管理事務所	所長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十二・一・十三

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城県国際交流協会（昭和三十年十二月二十日に財団法人宮城県海外協会という名称で設立された法人をいう。）の項を削り、同表社団法人宮城県林業公社（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の項の次に次のように加える。

社団法人宮城県農業公社（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）	仙台市
--	-----

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則十三・一（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十三・一・四

人事委員会は、一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十五年宮城県条例第十号）に基づき、人事委員会規則十三・一（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十条中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、「第六条第一項」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条・第八条の二」を「第八条・第八条の五」に改める。

第八条の二中「事務局職員の子供休業」の下に、「育児短時間勤務」を加える。

第八条の三中「職員の修学部分休業等に関する規程」を「職員の修学部分休業に関する規程」に改める。

第八条の四中「高齢者部分休業等については」を「高齢者部分休業については」に、「職員の高齢者部分休業等に関する規程」を「職員の高齢者部分休業に関する規程」に改める。

第三章中第八条の四の次に次の一条を加える。

第八条の五 事務局職員の自己啓発等休業については、職員の自己啓発等休業に関する規程（平成一

十年宮城県訓令甲第七号）の適用を受ける職員の例による。

第十五条第二種の項第二号中「十一都道府県人事委員会協議会関係」を「十四都道府県人事委員会協議会関係」に改める。

別表第一総務課長の項第一号二及びホを次のように改める。

二 事務局職員（課長補佐の職以下の職に限る。）の育児休業及びその期間の延長の承認並びにその取消し

ホ 事務局職員（課長補佐の職以下の職に限る。）の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

別表第一総務課長の項第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 事務局職員（課長補佐の職以下の職に限る。）の修学部分休業の承認及びその取消し

ト 事務局職員（課長補佐の職以下の職に限る。）の高齢者部分休業及び休業時間の延長の承認、休業時間の短縮並びに承認の取消し

チ 事務局職員（課長補佐の職以下の職に限る。）の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

リ 課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者又は課長補佐（総括担当）の職にある者の育児休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部の取消し

別表第一各課長の項第一号ホ中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更

の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改め、同号ト中「第二十三号」を「第二十五号」に、「第二十五号から第二十七号」を「第二十七号から第二十九号」に改める。

別表第一総務課長補佐（総括担当）の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の前に次の一号を加える。

一 事務局職員（課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者又は課長補佐（総括担当）の職にある者を除く。）の育児休業に係る部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業の承認の一部の取消し

別表第一各課長補佐（総括担当）の項第一号八中「第二十三号」を「第二十五号」に、「第二十五号から第二十七号」を「第二十七号から第二十九号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(ウ)中「第三十三条第二項第七号」を「第三十三条第二項第六号」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十二年四月一日

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十七年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（農林漁業普及指導手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(ウ)中「第三条」を「第三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

二 この告示の効力の発生する日  
平成二十二年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（住居手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(三)及び(四)を削る。

二の(五)中「第四条の三」を「第四条」に改め、同(五)を(三)とし、同(六)から(九)までを二ずつ繰り上げる。

二 この告示の効力の発生する日  
平成二十二年四月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会の権限（時間外勤務手当）の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、人事委員会規則七 百十三（時間外勤務手当）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

(1) 第三条第一号又は第二号に規定する人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

(2) 第三条第三号に規定する人事委員会が定めることとされている日について定めること。

(3) 第五条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

三 委任の効力の発生する日  
平成二十二年四月一日

○人事委員会告示第五号

人事委員会の権限 平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置（の一部委任を廃止する告示

平成十八年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（平成十八年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）の一部委任）は、廃止した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

この告示の効力の発生する日  
平成二十二年四月一日